

議案第 4 2 号

安中市消防団員の定員、任免及び給与に関する条例の一部を改正する条例について

安中市消防団員の定員、任免及び給与に関する条例を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市消防団員の定員、任免及び給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安中市消防団員の定員、任免及び給与に関する条例（平成18年安中市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「第7条」を「第8条」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（欠格条項）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

（1） 懲役以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

（2） 安中市消防団員服務規律及び懲戒条例（平成18年安中市条例第205号）第6条及び第7条第1項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

別表中「第7条」を「第8条」に改める。

第2条 安中市消防団員の定員、任免及び給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年6月1日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前

の刑法（明治40年法律第45号）第16条に規定する拘留をいう。）に処せられた者とみなす。